

球都桐生野球ラボ整備補助事業募集要項

1 目的

球都桐生プロジェクトで取り組む重点分野である「青少年育成と野球・スポーツ振興」「桐生野球力」の取り組みとして、国内でも屈指の科学的トレーニング環境の整備を目的に、野球ラボ（※）を開設する事業者への補助金を交付する。このことにより野球をはじめ、他のスポーツでもケガなく長く楽しむためのサポート環境を整備することで、市内競技者のケガ防止、成長支援、さらには同施設を利用したい市外からのインバウンドの獲得を目指す。

（※）野球ラボとは、科学的トレーニングができる環境であり、測定した数値や蓄積したデータに対し、科学的根拠に基づいた指導・助言ができる施設

2 事業概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 事業名 | 球都桐生野球ラボ整備補助事業 |
| (2) 事業内容 | 別紙「野球ラボ整備事業（詳細）」のとおり |
| (3) 履行期間 | 交付決定日から令和6年2月29日（木）まで |
| (4) 補助限度額 | 8,200,000円を上限とする |
| (5) 募集事業者 | 1事業者 |

3 事業者選定

球都桐生プロジェクト推進協議会で応募書類を比較検討し、最適な補助事業者を選定する。

4 補助対象者

- (1) 桐生市内に事業所等（支社、支店、営業所等を含む。）があること。
- (2) ラボの設置場所を桐生市内に確保できること。
- (3) ラボの設計・機器設置・長期的運営が可能である事業者。
- (4) 運営にあたり野球科学に関する専門知識を有する者が在籍すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第4の規定に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 桐生市と緊密なやり取りが可能であり、打合せ等に出席が可能であること。

(9) 電子メールでの情報交換及びファイル便等の対応が可能であること。

5 スケジュール

募集要項の配布	令和 5 年 12 月 11 日 (月) から令和 6 年 1 月 5 日 (金)
応募期間	令和 6 年 1 月 9 日 (火) から令和 6 年 1 月 22 日 (月)
審査会	令和 6 年 1 月下旬を予定
結果通知	令和 6 年 2 月上旬を予定
整備完了	令和 6 年 2 月 29 日 (木) まで

6 応募方法

(1) 応募受付

令和 6 年 1 月 9 日 (火) から令和 6 年 1 月 22 日 (月) までの開庁日時にスポーツ・文化振興課に応募書類を提出する。

※応募は郵送可としますが、令和 6 年 1 月 22 日 (月) 必着とする。

(2) 応募書類

①参加申込書 (様式 1)

②企画提案書 (様式 2)

- ・様式 2 を表紙に添付すること。
- ・企画提案書は様式 2 を除く 15 ページ以内の A4 版とする。(様式任意)
- ・業務内容等を踏まえたうえで、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

③導入機材一覧 (機器名・用途がわかるもの)

④実施体制 (様式 3)・制作スケジュール (様式任意)

⑤概算見積書 (見積書に詳細な「積算内訳」を記載または「積算内訳書を添付)

⑥会社概要

(3) 提出部数

正本 1 部・副本 16 部

(応募書類は 1 部ずつ上記の順番どおりにまとめてファイルに綴じて提出)

(4) 提出先

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

TEL 0277-46-1111 (内線 658・659)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

7 審査方法等

(1) 審査方法

球都桐生プロジェクト推進協議会で提出された応募書類を審査し、評価を行う。

(2) 日 時 令和6年1月下旬予定

(3) 評価内容

以下の項目から総合的に評価選定する。

- ① 企画内容
- ② 実施体制・スケジュール
- ③ 概算見積書

8 補助事業者の決定及び通知・公表

審査を実施した全応募者に対し、書面（普通郵便）にて通知する。審査内容に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

また、補助事業者の概要について、桐生市ホームページにて公表する。

9 事業実施について

補助事業者は、補助事業者の決定通知を受領したら球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱第4条に基づき申請書を提出する。

また、その際には、協議会と補助事業者が提案した内容を再度精査し、協議のうえ事業を実施する。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は決定を取り下げる。

なお、この場合は次の順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 補助対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、協議会が失格であると認めたとき。

10 補助金の交付について

球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱に基づき交付する。

ただし、交付の回数については、協議会と協議できるものとする。

11 その他

- ・当企画提案に要する費用は、各応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案資料は返還しない。ただし、企画提案の意匠は提出した者に帰属

する。

- ・本事業に係る情報公開請求があった場合は、桐生市情報公開条例（平成 27 年 9 月 25 日桐生市条例第 29 号）に準じて提案書を公開する場合がある。
- ・応募書類の提出は、1 応募者につき 1 提案までとする。
- ・応募書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- ・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、補助事業の財産とし、補助事業者は補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助事業の目的に沿って効率的運営に努めなければならない。
- ・補助事業者は、取得財産等について法令等に定める耐用年数の経過以前において処分し、若しくは補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

1 1 問い合わせ

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

TEL 0277-46-1111 (内線 658・659)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp